

○政省令等による追加情報（令和 7 年 8 月 31 日現在）

令和 7 年度税制改正の関連政省令や税制改正の解説、基礎控除の見直し等関係の Q&A が公表され、令和 7 年度税制改正の詳細が明らかとなりました。そこで、追加情報を下記のとおり整理しましたので、ご活用ください。

□ 基礎控除等の見直し

【9 頁】 源泉徴収事務への影響

令和 7 年分以降の給与の源泉徴収事務への影響は次のとおりです。

1. 給与の源泉徴収義務

（1）令和 7 年の給与の源泉徴収事務（等）

①令和 7 年 11 月までの源泉徴収事務

令和 7 年の給与の源泉徴収税額表は改正の影響がありません。そのため、年末調整で対応することとなります。

②令和 7 年分の年末調整

令和 7 年分の年末調整では、今回の改正の内容が適用されることになります。新設された特定親族特別控除については、基礎控除・配偶者控除等・所得金額調整控除と合わせて給与支払者に申告するために基礎控除等申告書の様式が変更され国税庁のホームページに掲載されています。

（2）令和 8 年以降の給与の源泉徴収事務

①令和 8 年の源泉徴収事務

令和 8 年の給与の源泉徴収事務は改正された給与の源泉徴収税額表に従って行うことになります。源泉徴収税額表は、改正後の給与所得控除と所得税法の基礎控除（特例による上乗せ加算前のもの）により計算されています。特例により上乗せされた部分については反映されていません。したがって、年間の給与収入が 160 万円以下の方にも源泉徴収税額が生じることがあります。

②源泉控除対象親族

令和 8 年分の給与の源泉徴収について、源泉徴収税額表の「扶養親族等の数」は、源泉控除対象配偶者と源泉控除対象親族の人数を基に算定します（本人が勤労学生やひとり親等に該当する場合には、該当するごとに 1 人加算します。）。源泉控除対象親族とは、従来の控除対象扶養親族に、特定親族のうち合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下（給与収入 123 万円超 165 万円以下相当）の人を指します。特定親族全体ではない点に注意が必要です。

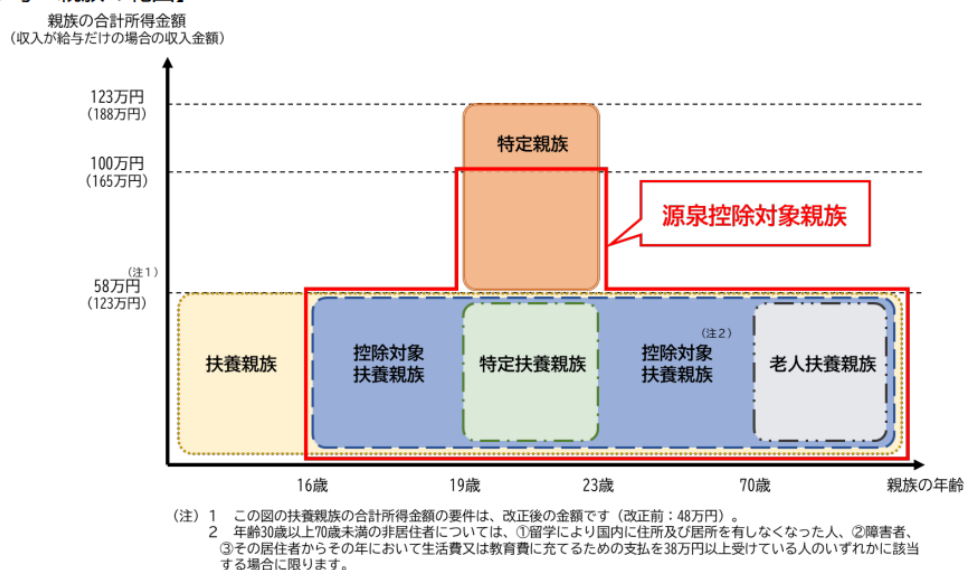
「令和 7 年度 図解 税制改正のポイント」

政省令等による追加情報

従業員から扶養控除等申告書（マル扶）を提出してもらう際に源泉控除対象親族を記載してもらうことになります。従業員への周知も必要です。

【給与等に係る源泉控除対象親族の範囲】

【参考：親族の範囲】



(出典：国税庁パンフレット「令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
(源泉所得税関係)」

2. 公的年金等の源泉徴収事務

(1) 令和 7 年の公的年金等の源泉徴収事務等

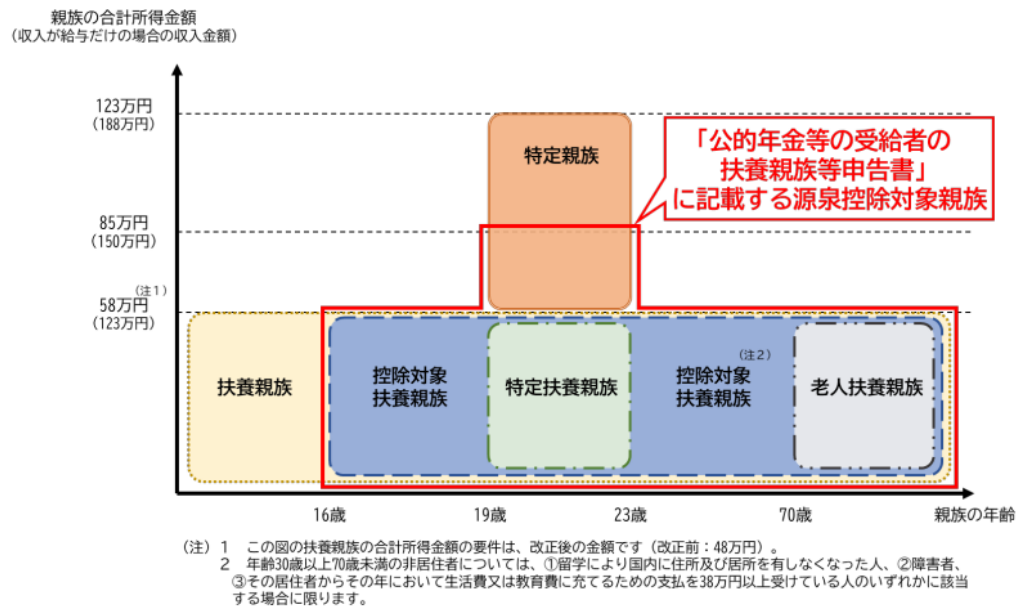
公的年金等については、令和 7 年 12 月の公的年金等の支給時に改正後の基礎控除で計算しなおした年間の源泉徴収税額がすでに源泉徴収した金額よりも小さい場合に、差額が還付されることになります。一方で、改正により特定親族特別控除の適用があったり、扶養親族に異動があった場合については再計算がなされませんので、確定申告を行う必要があります。

(2) 令和 8 年の公的年金等の源泉徴収事務等

公的年金等においても「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に源泉控除対象親族を記載する必要があります。公的年金等に係る源泉控除対象親族は給与所得等の場合と若干範囲がことなり、特定親族のうち合計所得金額が 58 万円超 85 万円以下（給与収入 123 万円超 150 万円以下相当）の人が追加されます。

「令和7年度 図解 税制改正のポイント」
政省令等による追加情報

【公的年金等に係る源泉控除対象親族の範囲】



(出典：国税庁パンフレット「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
(源泉所得税関係)」